

「住民投票の請求資格及び投票資格」について

住民投票の「請求資格」は、住民投票の実施を求めることができる要件のことであり、住民投票の「投票資格」は、実際に住民投票の投票をする上での要件のことです。

この２つは、密接に関わっており、請求資格と投票資格の対象範囲を同じにしている自治体がほとんどですが、対象範囲を異ならせている自治体もあります。

論点

1 年齢要件

- (1) 20歳以上にするのか。18歳以上にするのか。16歳以上にするのか。
- (2) 請求資格と投票資格の対象範囲を同一にするのか。相違させるのか。

2 国籍要件

- (1) 日本国籍を有する人に限定するのか。
- (2) 定住外国人（特別永住者、永住資格者）の請求資格、投票資格を認めるのか。

3 住所要件

明石市自治基本条例で「住民（市内に居住する者）」を対象としている。

また、地方自治法第18条（選挙権）では、「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有するもの」と規定されている。

同様の規定を定めるか。

1 年齢要件について

(1) 20歳以上とする考え方

○地方自治法第18条（選挙権）及び公職選挙法第9条第2項（選挙権）では、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権について、「日本国民たる年齢満20年以上の者」と規定されています。

○厚木市では、「住民投票制度は、間接民主制を補完するための市民参加制度の一つとして位置付けられるものであることから、その制度への参加は、間接民主制の枠組みの中で実施されるべきであること、また、住民投票の結果は、議会や市長を拘束しないとしても尊重義務が課され、議会や市長の判断に相当の影響を及ぼすと考えられることから、住民投票の請求資格者を、選挙人名簿に登録されている者（20歳以上）とする。」という考えです。

○静岡市では、「住民投票の請求は、住民に間接民主主義を補完するための発案権を認めるという重要なことであり、地方自治法第74条の直接請求（条例の制定又は改廃の請求とその処置）の考え方に準じて規定することが適当である。」という考えです。

(2) 18歳以上とする考え方

○諸外国における選挙権は、18歳以上が大半で、世界の潮流になっています。

○日本国憲法の改正手続に関する法律（通称「国民投票法」：平成19年5月18日制定公布。平成22年5月18日施行）第3条では、投票権者について、「日本国民で年齢満18年以上の者は、国民投票の投票権を有する。」と規定されていますが、一方で18歳以上の者が国政選挙で投票できるように、国民投票法の施行日までに、公職選挙法の選挙権の年齢や民法の成人年齢（20歳以上）などの規定について検討し、必要な法制上の措置を講じた上で、18歳以上の者が国政選挙で投票することができるようになるまでは、経過措置として国民投票の投票権者も20歳以上としています。（しかし、選挙権の年齢や成人年齢の議論は先送りになってしまっています。）

○岸和田市では、「将来の岸和田を担うことになる若者が、住民投票を通して社会参加することで、大人としての権利と責任を自覚していくと考えられることや、18歳という年齢は、政治的な判断や経済的な自立も可能な年齢だと考えられるからである。現実的には、普通自動車運転免許の取得であったり、また、深夜労働や、危険な業務、安全・衛生・福祉に有害な場所における業務等については、18歳になると可能となる。以上のように、18歳以上の者には、社会生活の中で成人としての取扱いを受けることになってくる。また、児童の権利に関する条約第1条において18歳未満の者を“児童”と定義付けている。」という考えです。

○明石市市民参画条例第19条第1項（政策提案手続）では、政策提案できる場合の年齢を満18歳以上と定めています。これは、「満18歳になれば成人と同様に、市全体の利益も考慮した提案を行う能力があると考えられることや、最終的な政策等の決定は、市長等又は議会に委ねられていることから、20歳以上の有権者に限る必要はない。今後の成人（選挙権）18歳化への動きも踏まえたもの。」という考えです。

○18歳を基準としている法律の事例

- ・児童福祉法第4条、児童手当法第3条→18歳未満を特別の保護対象としています。
- ・火薬類取締法第23条、毒物及び劇物取締法第8条、教育職員免許法第5条→18歳未満に資格を認めていません。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第18条・第22条→18歳未満に風俗営業所への就業の禁止、入場の制限をしています。

(3) 16歳以上とする考え方

○神奈川県大和市では、「義務教育を修了し、社会人として働くことができる年齢であることや、住民投票の対象となる事項は、市の将来を左右する重大な問題のはずであり、できるかぎり幅広い層の住民の意見を聴くべきである。」という考えです。

○16歳を基準としている法律の事例

- ・憲法第26条第2項、教育基本法第5条、学校教育法第16条・第17条→16歳を普通教育を終了した年齢としています。
- ・労働基準法第56条→16歳を労働使用の最低年齢としています。

(4) 請求資格と投票資格の対象範囲について

岐阜県多治見市では、請求資格者は有権者としていますが、投票資格者は18歳以上の日本国民とし、対象範囲を同一としていません。

これは、「選挙人名簿と違う18歳以上の名簿を定時に作成するとなると、請求要件の確認事務作業量が膨大になるため、いつ請求されるか分からないものために常備しておくのは事務負担が大きすぎる。」という考えからです。

(5) 委員意見

- ・18歳以上
- ・請求資格は投票資格と同じであるのが望ましいが、実務上の負担を考えると請求者は有権者とするのもやむを得ない。投票資格は18歳以上。
- ・18歳以上とすると、住民投票を通じて社会参加することで、若者の権利や責任の自覚の向上を促し、人材を育成する効果はあるが、理解をし、責任を持った意見を持っているかは疑問であり、人気や勢い等に左右される恐れがある。また、一票しか持たない一人の成人が、未成年者の何人もの票を実質、自分のものにしてしまう可能性もある。住民投票の重要性からも20歳以上とすべき。
- ・理想的には16歳以上だが、合意形成を考えて18歳以上。

2 国籍要件について

「選挙権との関係等から日本国籍を有する人に限定する」という考え方と、「在留外国人のうちでも永住者等の場合にあっては、同じ地域で生活する住民として、日常生活に密接な関連を有する事案に関しその意思を反映することができるように請求資格、投票資格を認める」という考え方があります。

(1) 日本国籍を有する人に限定する考え方

○地方自治法第18条（選挙権）及び公職選挙法第9条第2項（選挙権）では、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権について、「日本国民たる年齢満20年以上の者」と規定されており、在留外国人に地方参政権を保障していません。

また、永住外国人に対する地方選挙権の付与については、平成10年から国会で法案が継続的に審議されていますが、賛否が分かれており、成立には至っていません。

○住民投票の投票資格が選挙権と違う場合、住民投票の対象事項が選挙においても争点となり、住民投票と選挙とで投票結果が異なる結果になったときは混乱を生じることが予想されるため、住民投票の投票資格を選挙権と一致させるべきという考え方があります。

○草津市では、「現行法体系の中であって、住民投票制度自体が、間接民主制を補完するものであることに鑑みると、選挙で選出された議員と市長からなる地方自治制度のもと、住民投票自体も地方自治制度の見地から検討されるべきものであるとの考え方が合理的である。このため、市長に対して住民投票の請求権を有する者は、公職選挙法上の選挙権を持つ者とする。」という考えです。

(2) 外国人の請求資格、投票資格を認める考え方

○住民自治の観点から、地域のことを決めるのだから、住民である外国人にも請求資格、投票資格を認めるべきという考え方があります。

○明石市自治基本条例では、「市民」と「住民」を区別して用いており、住民投票については、「住民」を対象としています。

この「住民」とは、「市内に居住する者」であり、これは、地方自治法第10条に定める「住民」と同じ意味であり、国籍を限定しているものではありません。

このため、自治基本条例でいう「住民」には外国人も含まれますが、住民投票を実施するに当たっての発議要件、投票の資格要件については、住民投票条例で規定することになっており、国籍要件について検討いただいているものです。

○住民投票の結果に、拘束されることはなく、投票結果を尊重するという「諮問型」であれば、地方自治法など現行制度において市長や議会のみを与えられている地方自治体の意思決定の権限を制限する訳ではないことから、地方自治体の判断で、請求・投票資格について選挙権を有する者以外に拡大しても、法的には問題はないと考えられています。

○外国人については新たな在留管理制度が導入され、外国人登録制度が廃止されるとともに、平成24年7月9日から住民基本台帳法の適用の対象とされています。

【住民基本台帳に記録される外国人住民の対象者】（住民基本台帳法第30条の45）

- ・中長期在留者（出入国管理及び難民認定法第2条の2、第19条の3、別表第1、別表第2に定められている永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者など。（3月以下の在留期間の者や短期滞在の在留資格者等は除く。））
- ・特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第3条に定められている特別永住者）
- ・一時庇（ひ）護許可者又は仮滞在許可者（出入国管理及び難民認定法第18条の2の規定により一時庇（ひ）護のための上陸許可を受けた者や、同法第61条の2の4の規定により難民認定申請を行い仮にわが国の滞在が許可された者）

- ・出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者（出入国管理及び難民認定法第22条の2の規定により、外国人となった事由が出生や日本国籍喪失である者）

※ 平成25年9月1日現在、明石市での対象者数は、2,922人です。

○住民投票の対象事案について自らの意思を表明するには、一定期間、継続して日本に住み、日本社会のことを理解している必要があります。

そのため、住民基本台帳法上の「住民」にあたらぬ3月以下の在留期間の者や短期滞在の在留資格者等には住民投票の権利を保障する必要がないとも考えられます。

また、住民基本台帳法上の住民であっても「一時庇(ひ)護許可者又は仮滞在許可者」及び「出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者」については、住民投票の権利を保障すべき外国人とする必要はないとも考えられます。

○他の自治体では、「特別永住者」に加えて、中長期在留者のうち「永住者」の在留資格をもって在留する者を対象者としているのが多い現状です。

○中長期在留者のうち誰を対象者とするかについては、次のような考え方があります。

- ・全ての中長期在留者を対象とする。
- ・特定の在留資格をもって在留する者（例：永住者、定住者等）を対象とする。

(3) 外国人の投票資格を認める場合の投票資格者名簿への登録申請の要否

外国人の投票資格を認める場合に、本人からの投票資格者名簿への登録申請を要件としている自治体があります。

これは、従前、外国人登録法により外国人登録原票の開示が原則禁止されていたことから、個人情報データを本人から収集する必要があったからだと思いますが、既に外国人登録制度は廃止され、平成24年7月9日から外国人も住民基本台帳に登録されるようになっています。

登録申請を要件とした場合、登録制度を知らないことにより投票することができない事態が生じるおそれがあります。

現在は、外国人の投票資格者名簿への登録については、住民基本台帳に登録されている外国人の個人情報を利用することが可能であり、その方が対象者を漏れなく抽出することができます。

これらのことから、対象者からの登録申請を必要とする意義は少ないと考えられます。

(4) 外国人の投票資格を認める場合の欠格事項の適用について

外国人に投票資格を認めた場合に、公職選挙法と同様に欠格事項の規定を設けることも考えられます。

(5) 委員意見

- ・定住外国人の資格を認める。定住外国人も地域で生活し地域活動に参加する住民の一人であるから、発議権・投票権を認めるべきである―地方自治法第十条参照(1項:市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2項:住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。)。代表者を決める参政権と異なるものとする。
- ・多文化共生センター職員としての勤務経験があり、今でも、定住外国人の生の声を聞く機会が多い。住民として暮らしを営んでいるのだから、当然投票資格を認めるべきだと考えている。
- ・定住外国人を含むべき。
- ・住民投票の対象事項は、「重大な影響を及ぼすと考えられる事項」つまり政治問題とも受け取れる事項となる可能性もあり、参政権のない外国人に投票資格を認めることは妥当ではないと考える。
同じ地域で生活する者として、積極的に地方自治に参加してほしいと思う反面、投票資格は公職選挙法に準じる考え。
- ・地域行政における政策課題に当然ながら定住外国人に請求資格、投票資格を認めるのは時代の流れ。

3 住所要件について

- 地方自治法第18条(選挙権)及び公職選挙法第9条第2項(選挙権)では、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権について、「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有するもの」が選挙権を有すると規定されています。
公職選挙法の逐条解説によると、住所要件を設けた理由は、「その団体の住民として選挙に参加するためには、少なくとも一定期間をそこに住み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要であると考えられたことによる。」とされています。
- 3か月という期間については、公職選挙法第21条第1項(選挙人名簿の被登録資格等)の「選挙人名簿の登録は、引き続き3箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う」との規定に合わせたものと考えられています。
この規定は、一時的に有権者になることを目的とする転入を防ぐため、投票の期日までに3か月以上住所を有するという要件を課しているものです。
- 他の自治体の事例を見ると、住所要件として「住民票が作成された日から引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されている者」という規定を置いているのが一般的です。
- 選挙人名簿と同様の要件にするならば、選挙人名簿を投票資格者名簿とみなすこともできますが、「引き続き3か月以上」を要件としない場合は、選挙人名簿と別に投票資格者名簿を調製しなければなりません。

○委員意見

- ・ 明石市自治基本条例と同じ要件（市内に居住する者）
- ・ 市内居住者でいいかと思う。３か月以上の居住条件は議論のうえ判断したい。

【関係法令】

○地方自治法

(住民の意義)

第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

(選挙権)

第18条 日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

○公職選挙法

(選挙権)

第9条 日本国民で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

(選挙権及び被選挙権を有しない者)

第11条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- (1) 削除（←従前は「成年被後見人」：平成25年7月1日改正施行により削除された。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- (4) 公職にある間に犯した刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十七条から第百九十七条の四までの罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第百三十号）第一条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から五年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
- (5) 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

2 この法律の定める選挙に関する犯罪に因り選挙権及び被選挙権を有しない者については、第二百五十二条の定めるところによる。

3 市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村に住所を有するもの又は他の市町村において第三十条の六の規定による在外選挙人名簿の登録がされているものについて、第一項又は第二百五十二条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなつたことを知つたときは、遅滞なくその旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(選挙人名簿の被登録資格等)

第21条 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満二十年以上の日本国民（第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。）で、その者に係る登録市町村等（当該市町村及び消滅市町村（その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。次項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）の住民票が作成された日（他の市町村から登録市町村等の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

○日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）

(投票権)

第3条 日本国民で年齢満十八年以上の者は、国民投票の投票権を有する。

(法制上の措置)

附則第3条 国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 前項の法制上の措置が講ぜられ、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間、第三条、第二十二条第一項、第三十五条及び第三十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「満十八年以上」とあるのは、「満二十年以上」とする。

(最近、国民投票の投票年齢を「18歳以上」に確定する国民投票法改正の動きも出ています。)

○児童の権利に関する条約（平成6年4月22日批准）

第1条 この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

○住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）

(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)

第30条の45 日本の国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの（以下「外国人住民」という。）に係る住民票には、第7条の規定にかかわらず、同条各号（第5号、第6号及び第9号を除く。）に掲げる事項、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下この章において「入管法」という。）第2条第5号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）、外国人住民となつた年月日（外国人住民が同表の上欄に掲げる者となつた年月日又は住民となつた年

月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ。) 及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

中長期在留者（入管法第１９条の３に規定する中長期在留者をいう。以下この表において同じ。）	(1) 中長期在留者である旨 (2) 入管法第１９条の３に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類）に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号
特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号。以下この章において「入管特例法」という。）に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。）	(1) 特別永住者である旨 (2) 入管特例法第７条第１項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号
一時庇(ひ)護許可者（入管法第１８条の２第１項の許可を受けた者をいう。以下この表及び次条において同じ。）又は仮滞在許可者（入管法第６１条の２の４第１項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。）	(1) 一時庇(ひ)護許可者又は仮滞在許可者である旨 (2) 入管法第１８条の２第４項に規定する上陸期間又は入管法第６１条の２の４第２項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間
出生による経過滞在者（国内において出生した日本の国籍を有しない者のうち入管法第２２条の２第１項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）又は国籍喪失による経過滞在者（日本の国籍を失った者のうち同項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）	出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨

○出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）

（在留資格及び在留期間）

第２条の２ 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格（技能実習の在留資格にあつては、別表第１の(2)の表の技能実習の項の下欄に掲げる第１号イ若しくはロ又は第２号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。

2 在留資格は、別表第1の上欄（技能実習の在留資格にあつては、(2)の表の技能実習の項の下欄に掲げる第1号イ若しくはロ又は第2号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又は別表第2の上欄に掲げるとおりとし、別表第1の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第2の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。

3 第1項の外国人が在留することのできる期間（以下「在留期間」という。）は、各在留資格について、法務省令で定める。この場合において、外交、公用及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、5年を超えることができない。

（中長期在留者）

第19条の3 法務大臣は、本邦に在留資格をもつて在留する外国人のうち、次に掲げる者以外の者（以下「中長期在留者」という。）に対し、在留カードを交付するものとする。

- (1) 3月以下の在留期間が決定された者
- (2) 短期滞在の在留資格が決定された者
- (3) 外交又は公用の在留資格が決定された者
- (4) 前3号に準ずる者として法務省令で定めるもの

別表第1（第2条の2、第5条、第7条、第7条の2、第19条、第19条の16、第19条の17、第20条の2、第22条の3、第22条の4、第24条、第61条の2の2、第61条の2の8関係）

(1)

在留資格	本邦において行うことができる活動
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。）
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（(2)の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動

(2)

在留資格	本邦において行うことができる活動
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わつてその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（(1)の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。）
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動 （(1)の表の教授の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。）

技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動
技能実習	(1) 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能、技術若しくは知識（以下「技能等」という。）の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。） ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動 (2) 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 前号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動 ロ 前号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）

(3)

在留資格	本邦において行うことができる活動
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（(4)の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。）
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動

(4)

在留資格	本邦において行うことができる活動
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（(2)の表の技能実習の項の下欄第1号及びこの表の留学の項の下欄に掲げる活動を除く。）
家族滞在	(1)の表、(2)の表又は(3)の表の上欄の在留資格（外交、公用、技能実習及び短期滞在を除く。）をもつて在留する者又はこの表の留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

(5)

在留資格	本邦において行うことができる活動
特定活動	法務大臣が個々の外国人について次のイからニまでのいずれかに該当するものとして特に指定する活動 イ 本邦の公私の機関（高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の施設において当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動（教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。）又は当該活動と併せて当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動 ロ 本邦の公私の機関（情報処理（情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第2条第1項に規定する情報処理をいう。以下同じ。）に関する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の事業所（当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあつては、当該他の機関の事業所）において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要す

	る情報処理に係る業務に従事する活動 ハ イ又はロに掲げる活動を行う外国人の扶養を受ける配偶者 又は子として行う日常的な活動 ニ イからハまでに掲げる活動以外の活動
--	--

別表第2（第2条の2、第7条、第22条の3、第22条の4、第61条の2の2、第61条の2の8関係）

在留資格	本邦において有する身分又は地位
永住者	法務大臣が永住を認める者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

○本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）

（法定特別永住者）

第3条 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫でこの法律の施行の際次の各号の一に該当しているものは、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

(1) 次のいずれかに該当する者

イ 附則第10条の規定による改正前のポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和27年法律第126号）（以下「旧昭和27年法律第126号」という。）第2条第6項の規定により在留する者

ロ 附則第6条の規定による廃止前の日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和40年法律第146号）（以下「旧日韓特別法」という。）に基づく永住の許可を受けている者

ハ 附則第7条の規定による改正前の入管法（以下「旧入管法」という。）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 旧入管法別表第2の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもって在留する者